兵庫県立人と自然の博物館設置 及び管理に関する条例

(沿革) 平成7年7月18日条例第24号改正。平成15年3月17日条例第7号改正

(設置)

第1条 自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造 に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するた め、兵庫県立人と自然の博物館(以下博物館という。)を置く。 (位置)

第2条 博物館の位置は、三田市弥生が丘6丁目とする。 (業務)

- 第3条 博物館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下博物館資料という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
 - (2) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、 及びその開催を援助すること。
- (3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。
- (4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (6) 貴重な野生植物の種の保存を行うこと。
- (7) 自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。
- (8) 他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。
- (9) 前各号に揚げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務
- 2 教育委員会は、博物館の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のために利用させることができる。

(職員)

- 第4条 博物館に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。 (観覧料)
- 第5条 博物館に展示している博物館資料を観覧しようとする者は、別表1に定める額の観覧料を納めなければならない。

(特別観覧料)

第6条 博物館に展示し、又は保管している博物館資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、1点1回につき、3,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額の特別観覧料を納めなければならない。

(入館の拒否)

- 第7条 教育委員会は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。
- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者
- (2) 施設、設備又は展示品を損傷するおそれがあると認められる者(遵守事項等)
- 第8条 博物館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1) 展示品(教育委員会規則で定める物を除く。以下同じ。)に触れな
- (2) 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 他人に害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- 2 教育委員会は、博物館に入館した者が、前項の規定に違反したとき、 又は博物館の管理上必要な指示に従わないときは、その者に対して、 退館を命ずることができる。

(施設の利用)

- 第9条 別表第2に揚げる博物館の施設を利用しようとする者は、教育 委員会の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の利用の許可を受けた者が博物館の管理上支障がある行為をするおそれがあると認めるとき、又は当該施設を他人に 転貸したと認めるときは、同項の利用の許可を取り消し、又は当該施 設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

(平成4年3月27日) 条例第25号)

(現状回復の業務等)

- 第10条 博物館を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備、博物館資料又は植栽物を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。 (観覧料等の免除)
- 第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第5条の観覧料、第6条の特別観覧料及び第9条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(博物館協議会)

- 第13条 博物館に、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の 規定により、兵庫県立人と自然の博物館協議会(以下「協議会」という。) を聞く。
- 2 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されること ができる。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理並びに協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

ただし第 3 条第 1 項第 7 号、第 5 条、第 6 条、第 11 条(観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。)及び第 12 条(観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。)の規定は、平成 4 年 10 月 10 日 から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県 条例第24号)の一部を次のように改正する。
- 第1条に次の1号を加える。

(77) 人と自然の博物館協議会

別表第1に次のように加える。

	会 長	日額	15, 500円
人と自然の博物館協議会	副会長	日 額	13,000円
	委 員	日 額	12,500円

別表第2に次のように加える。

人と自然の博物館協議会の委員	職員旅費条例中8級の 職務にある者相当額
----------------	-------------------------

附 則(平成7年7月18日条例第24号)

(施行期日)

この条例は、平成7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の目前に第2条から第5条まで、第11条及び第12条 の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受 けた者に係る使用料の額については、第2条から第5条まで、第11条 及び第12条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわら ず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。

附 則(平成15年3月17日条例第7号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

74 4 4 4 7 1 1		F 1 - 2	
区分	観覧料(1	人につき)	備考
ム ガ	個人	団体	加
大人	200円	150円	1 「学生」とは、大学、高等学校及び これらに準ずる学校の学生及び生徒 ないう。
学生	150円	100円	2 「小人」とは、中学校、小学校及び これらに準ずる学校の生徒及び児童 をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
小人	100円	70円	4 県内に住所を有し、又は県内の学校 に在学する小人が利用する場合は、無 料とする。

別表第2 (第9条関係)

	1117/11	2 (N) 0 X [X]	P1-7		
Ø	分	使	用	料	備考
	. 71	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	1
亦	ミール	11,000円	14, 000円	25, 000円	1 平日に利庸に掲領の 場合は、左右に視額の 範囲規則の 会規力の とする。 2 「平日」とは、土国 の祝日和23年建日の祝日和23年建年の (昭和23年建定する 休日以外の日 方。
附	属設備	別に教育	委員会規則で	定める額	

兵庫県立人と自然の博物館

管理規則

(沿革) 平成 4 年10月26日教育委員会規則第19号改正。15年 3 月25日第 7 号改正

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例 (平成4年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館(以下「博物館」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

- 第2条 博物館の開館時間は、9時から17時までとする。
- 2 博物館の観覧時間は、10時から17時までとする。
 - ただし、16時30分以降は、入館させないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間又は観覧時間を変更することができる。

(休館日)

- 第3条 博物館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。
 - (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法 律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日(当該翌日が 同法に規定する祝日に当たるときは、その翌々日)とする。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同12月31日までの日 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は、同項の休館日において臨時に開館することができる。

(観覧料の納付)

- 第4条 条例第5条の規定により博物館に展示されている博物館資料を 観覧しようとする者は、観覧料を納めて観覧券の交付を受けなければ ならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合には、 あらかじめ観覧券の交付を受け、観覧を終了した後に納付することが できる。
- 2 観覧券の発売時間は、10時から16時30分までとする。ただし、観覧時間を変更した場合には、観覧時間の開始時刻から終了時刻の30分前までとする。

(特別観覧の許可等)

- 第5条 条例第6条の規定により特別観覧をしようとする者は、特別観覧許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の特別観覧許可申請書の提出があった場合において、特別観覧の許可を決定したときは、特別観覧許可書を申請者に 交付するものとする。
- 3 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める特別観覧料の額は、 別表第1のとおりとする。

(展示品の利用)

第6条 条例第8条第1項第1号に規定する教育委員会規則で定める物は、レファレンスルームに展示する博物館資料とする。

(施設の利用の許可)

第7条 条例第9条第1項の規定により博物館の施設を利用しようとす る者は、当該施設を利用しようとする日の5日前までに、兵庫県立人 と自然の博物館利用許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し なければならない。 (平成4年3月27日 条 例 第 8 号)

2 教育委員会は、前項の利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立人と自然の博物館利用許可書を申請者に交付するものとする。

(平日に利用する場合のホールの使用料の額)

第8条 条例別表第2の規定による別に教育委員会規則で定めるホール の使用料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(附属設備の使用料の額)

第8条の2 条例別表第2の規定による別に教育委員会規則で定める附属設備の使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(特別観覧料及び使用料の納付)

第9条 特別観覧許可書及び兵庫県立人と自然の博物館利用許可書の交付を受けた者は、直ちに、特別観覧料及び使用料を納付しなければならない。

(観覧料の免除)

- 第10条 条例第11条の規定により教育委員会が観覧料、特別観覧料及び 使用料(以下「観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することが できる場合及びその場合における免除の額は、次の各号に掲げる区分 に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 県内に居住する65歳以上の者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき。観覧料の2分の1に相当する額
- (2) 教育委員会が特別の理由があると認めたとき。観覧料等に相当する額のうち教育委員会が必要と認める額

(観覧料等の還付)

- 第11条 条例第12条ただし書の規定により教育委員会が観覧料等の全部 又は一部を返還することができる場合及びその場合における返還する 額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとお りとする。
 - (1) 観覧料等を納めた者が、その責めに帰することができない理由に より観覧、特別観覧又は施設の利用ができなくなったとき。観覧料 等に相当する額
- (2) 使用料を納めた者が、次に掲げる期日までに施設の利用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。
 - ア 利用の日の7日前までのとき。当該使用料の金額
 - イ 利用の日の3日前までのとき(アに該当する場合を除く。)。 当該使用料の2分の1に相当する額
- 2 条例第12条ただし書の規定により観覧料等の返還を受けようとする 者は、兵庫県立人と自然の博物館観覧料等還付請求書(様式第3号) を教育委員会に提出しなければならない。

(寄託又は寄贈)

第12条 博物館に博物館資料の寄託又は寄贈をしようとする者は、教育 委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(権限の委任)

- 第13条 教育委員会は、条例及びこの規則の規定により教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。
- 2 教育長は、前項の事務の一部を館長に委任することができる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項(観覧時間に係る部分に限る。)、第4条から第6条まで、第9条(特別観覧許可書及び特別観覧料に係る部分に限る。)第10条(観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。)並びに第11条(観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。)の規定は、平成4年10月10日から施行する。

附 則(平成4年10月26日教育委員会規則第19号) この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に平成15年4月1日施行の条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

	17.11						
区	分		特別観覧料(1点1回につき)				
熟	覧		150円				
模写・	模造			2,000円			
撮	影			学術研究を 目的とする 場合	学術研究以 外を目的と する場合		
		単	色	150円	1,000円		
		原	色	300円	2,000円		

- 備考 1 博物館資料で、一式、一組等で一資料とするものは、それら を 1 点とする。
 - 2 普通個別の博物館資料は、各個を1点とする。
 - 3 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。

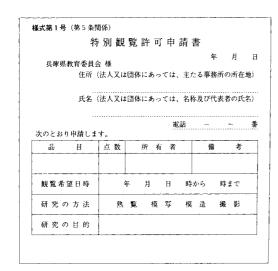
別表第2 (第8条関係)

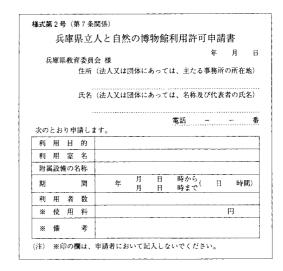
区	分	使 9時から12時まで	用 13時から17時まで	料 9時から17時まで	備考
赤一)	ル	8,800円	11, 200円	20,000円	1 左に掲げるそれ ぞれの額は平日に利 用する場合のホール の使用料とする。 2 「平日」とは、土曜 日、日曜日及び休日 以外の日をいう。 3 「休日」とは、国民法 律(昭和23年法律第 178号)に規定する 休日をいう。

別表第3 (第8条の2関係)

別表	長第3(第8条の2関係)			
	附 属 設 備		金	額
	コンデンサーマイク		1本につき	1,200円
 音	ダイナミックマイク		1本につき	1,200円
	ワイヤレスマイク		1本につき	1,800円
	3点つりマイク装置		1式につき	300円
響	レコードプレーヤー		1台につき	1,200円
	カセットテープレコーダー		1台につき	600円
設	ステージスピーカー		1台につき	350円
	サイドスピーカー		1台につき	350円
	はね返りスピーカー		1台につき	350円
備	拡声装置(マイク1本付き)		1式につき	2,000円
	音響調整卓		1台につき	1,000円
旧山	35ミリ映写機 (3キロワットクセノン))	1台につき	8,000円
映写設	16ミリ映写機 (2キロワットクセノン))	1台につき	4,200円
備	16ミリ映写機(350ワットクセノン)		1台につき	2,400円
照	Aセット 1: ボーダーライト 1: シーリングスポットライト 24: サスペンションスポットライト 2: フットライト 1:	台列	1式につき	6,000円
明 設 備	Bセット ボーダーライト 1: シーリングスポットライト 24 サスペンションスポットライト 2: ホリゾンライト 1: ギャラリーライト 4: フットライト 1:	台列式台	1本につき	9,600円
	クセノンピンスポットライト (2キロワット)		1台につき	2,400円
そ	持込み電気器具用コンセント		1キロワット	につき 250円
の	持込み電気器具用コンセント (録音器具を持込む場合)		持込み器具	1 式につき 2,000円
	持込み電気器具用コンセント (録画器具を持込む場合)		持込み器具	1 式につき 3,000円
他	持込み電気器具用コンセント (ミキシングセットを持込む場合)		持込み器具	1 式につき 5,000円

備考 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、 持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定 格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるとき は、これを1キロワットとする。





の博物館	細管	料等漫	仕譜	非
> 14 W PD	PVLYC	11 0 22		
			年	月
EEE 64-1	با و سوس	÷ +, 7 tf	r www.ric.	かきに とった
11日本にのこ) (ld.	土たる事	145171	/ 川州 住地
t団体にあっ	っては、	名称及び	代表	者の氏名
	1	祜 -		_
,				
年		Н	第	号
年	月	Н	***	
			*	遺付金の内割
fr.		時から	*	号 連付金の内部 3 時間
fr.	Ħ F	」 時から	*	遺付金の内訳] 時間
fr.	Ħ F	」 時から	*	遺付金の内割
fr.	Ħ F	」 時から	*	遺付金の内訳] 時間
fr.	Ħ F	l 時から l 時まで	*	瀬付金の内別] 時間 円
	t団体にあっ	t団体にあっては、 t団体にあっては、	t団体にあっては、主たる 事	の博物館観覧料等還付請 年 は団体にあっては、主たる事務所の は団体にあっては、名称及び代表: 電話 -

兵庫県立人と自然の博物館協議会 の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)第14条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

兵庫県立人と自然の博物館 の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年兵庫県教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(平成4年3月27日) 教育委員会規則第9号)

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が兵庫県立人と自然の博物館長と協議して定める。 附則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(平成4年3月31日) 教育長訓令第2号)

(権限の委任)

第2条 教育長は、規則第13条第1項の規定により委任された事務のうち、規則第10条第2号に規定する事務以外の事務を館長に委任する。 附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

兵庫県教育委員会 行政組織規則(抜粋)

【沿革】昭和59年2月28日教育委員会規則第5号、4月1日第6号、61年4月1日第10号、9月9日第4号、62年4月1日第6号、63年4月1日第5号、5月6日第11号、平成元年4月1日第4号、4年3月31日第11号、6年3月31日第3号、7年5月22日第10号、8年8月5日第9号、9年3月31日第6号、11年3月25日第4号、12年3月29日第8号、13年3月30日第3号、14年3月29日第11号改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定め、もつて教育行政事務の適性かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(機関の分類)

第2条 前条の組織を構成する機関を分けて、本庁、地方機関、県立学校、教育機関及び附属機関とする。

(機関の定義)

第3条

- 4 教育機関とは、法第30条の規定により、法律又は条例の定めるところにより設置されたもので、県立学校以外のものをいう。
- 5 附属機関とは、地方自治体(昭和22年法律第67号)第138条の4第3 項の規定により教育委員会の附属機関として設けられた審議会、委員 等をいう。

(行政機能の発揮)

第4条 各機関は、相互の連絡を密にし、すべて一体となって教育行政 機能の発揮に努めなければならない。

(規定の範囲)

- 第5条 各機関の設置、内部組織、事務分掌及び職制は、法令叉は条例 に定めがあるものを除き、この規則で定めるものとする。
- 2 法令又は条例の規定により設置された機関の名称、位置、所管区域及び職制についても必要な事項については、この規則に掲げるものとする。

(組織の特例)

第6条 教育長は、臨時又は特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが不適当なものについては、本部、室、委員会等を設置し、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて、処理させることができる。

第5章 教育機関

第10節 県立人と自然の博物館

(位置)

第70条の2 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例 (平成4年兵庫県条例第25号) 第1条の規定により設置された県立人と自然の博物館の位置は、三田市弥生が丘6丁目である。

(業務)

- 第70条の3 県立人と自然の博物館においては、次に掲げる業務をつか さどる。
- (1) 自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料(以下「博物館資料」という。) を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- (2) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、 及びその開催を援助すること。
- (3) 博物館資料に関する研究等のために県立人と自然の博物館の施設を利用させること。
- (4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (6) 貴重な野生植物の種の保存を行うこと。
- (7) 自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。
- (8) 他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県立人と自然の博物館の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第70条の4 県立人と自然の博物館に、次の1部、3課及び3研究部を置く。

事業推進部

総務課

情報管理課

生涯学習課

自然・環境評価研究部

自然・環境マネジメント研究部

自然・環境再生研究部

(事業推進部の事務)

第70条の5 事業推進部においては、第70条の8に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 博物館資料の展示及び普及教育に関すること。
- (2) 大学、他の研究機関との相互協力に関すること。
- (3) 自然、生命及び環境に関する学術研究集会、研究会等の開催、国内外の大学等との共同研究及び研究成果の公表等に関すること。
- (4) 自然、生命及び環境に関する調査研究成果の提言に関すること。
- (5) その他県立人と自然の博物館の目的を達成するための調査研究に関すること。

(総務課の事務)

第70条の6 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、保存等に関すること。
- (3) 職員の進退及び服務に関すること。
- (4) 給料その他の諸給与に関すること。
- (5) 児童手当に関すること。
- (6) 会計経理に関すること。
- (7) 県立人と自然の博物館の管理に関すること。
- (8) 人と自然の博物館協議会に関すること。
- (9) 県立人と自然の博物館の業務の企画及び総合調整に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他課及び研究部の所掌に属しないこと。

(情報管理課の事務)

- 第70条の7 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 県立人と自然の博物館における情報管理システムの整備に関すること。
- (2) 自然、生命及び環境に関する情報の管理に関すること。
- (3) 文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料の整理及び保管に関すること。
- (4) 情報機器の管理に関すること。
- (5) 情報機器の利用に関する指導及び助言に関すること。

(生涯学習課の事務)

- 第70条の8 生涯学習課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
- (2) 県立人と自然の博物館の広報に関すること。
- (3) 他の博物館等との相互協力に関すること。
- (4) 自然、生命及び環境に関する研究団体等に関すること。
- (5) 県立人と自然の博物館の利用許可に関すること。
- (6) 県立人と自然の博物館の利用に係る生涯学習活動及び学校教育活動の支援に関すること。

(自然・環境評価研究部の事務)

- 第70条の9 自然・環境評価研究部においては、次に掲げる事務をつか さどる。
 - (1) 地形学、地質学、岩石学、古生物学、形態学、種生物学、進化生物学、生物地理学、系統分類学、指標生物学等自然・環境評価研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること (情報管理課の所掌に属するものを除く。)。
- 自然・環境評価研究の分野の調査研究に関すること。

(自然・環境マネジメント研究部の事務)

- 第70条の10 自然・環境マネジメント研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 群集生態学、個体群生態学、行動学、動物社会学、生態系生態学、 都市工学、建築学、造園学、環境工学、住居学等自然・環境マネジ メント研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること(情 報管理課の所掌に属するものを除く。)。
 - (2) 自然・環境マネジメント研究の分野の調査研究に関すること。

(自然・環境再生研究部の事務)

- 第70条の11 自然・環境再生研究部においては、次に掲げる事務をつか さどる。
 - (1) 植物社会学、応用生態学、資源植物学、環境教育学、保全植物学 等自然・環境再生研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関す ること (情報管理課の所掌に属するものを除く。)。

- (2) 自然・環境再生研究の分野の調査研究に関すること。
- (3) 貴重な野生植物の種及び群落の保全に関すること。

第6章 附属機関

(附属機関)

第71条 法令並びに附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第 2条及び附則第4項の規定により設置された附属機関の名称、担任事 務及び庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	担当課
人と自然 の博物館 協議会	博物館法第20条第1項の規定による博物館の 運営に関する諮問及び博物館の事業計画等に ついての館長に対する意見に関する事務	社会教 育課

(組織)

第72条 前条の附属機関の組織に関しては、法令又は条例に定めるもの のほか、別に教育委員会規則で定めるところによる。

第7章 職制

第3節 教育機関の職制

(教育機関の長)

第79条

- 3 県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館及び県立人と自然の博物 館に、館長を置く。
- 5 所長、校長、館長及び園長は、上司の命を受け、教育機関の事務 (県立嬉野台生涯教育センターの所長にあっては、県立婦人研修館の 事務を含む。)を統括し、所属の職員を指揮監督する。
- 6 県立障害児教育センター、県立但馬やまびこの郷及び県立嬉野台生 涯教育センターの所長並びに第2項から第4項までに規定する職は、 非常勤とすることができる。

(副所長等)

- 第79条の2 県立嬉野台生涯教育センターに、館長を置き、県立美術館 及び県立人と自然の博物館に、副館長を置くことがある。
- 2 館長は、所長の命を受け、県立婦人研修館の事務を掌理する。
- 3 副館長は、館長の命を受け、次長等を指揮監督するとともに、館長 の職務を補佐する。

(副所長等)

第79条の3

- 4 県立図書館、県立歴史博物館及び県立人と自然の博物館に、次長を 置く。
- 6 副所長、副校長、次長及び副園長は、所長、校長、館長又は園長の 職務を補佐し、教育機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任 する事務を監督する。

(部長等)

第79条の4 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、 それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、そ れぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(所長補佐等)

(/// 124 TH)	正 47	
職名	組織	職務
部 長	県立教育研修所、県立人と自 然の博物館及びコウノトリの 郷公園	上司の命を受け、部の事 務を処理する。
課長	課	上司の命を受け、課の事 務を処理する。
学芸員	県立美術館、県立歴史博物館 及び県立人と自然の博物館	上司の命を受け、担任の 事務に従事する。
研究員	県立人と自然の博物館、コウ ノトリの郷公園	上司の命を受け、担任の 事務に従事する。

- 2 前4条及び前項に定めるもののほか、県立美術館、県立図書館、県 立歴史博物館及び県立人と自然の博物館に、館長補佐を置くことがあ
- 4 所長補佐及び館長補佐は、所長、校長、館長又は園長及び副所長、 副校長、次長又は副園長の職務を補佐する。

(主仟指導主事等)

第80条の2 前5条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、次 の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとお りとする。

02900	
職名	職務
主任指導主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務 を処理する。
主任社会教育 主 事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務 を処理する。
指導主事	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
課長補佐	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
主 査	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
主 任	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
付	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(主任研究員)

第80条の4 前7条に定めるもののほか、必要に応じ、県立人と自然の 博物館及び県立コウノトリの郷公園に、次の表の左欄に掲げる職を置 き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
主任研究員	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(その他の職)

第80条の6 前9条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、別 表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げ るとおりとする。

(補職)

- 第80条の7 第79条から第80条の5までに規定する職は、事務職員等の うちから、前条に規定する職は、事務員又は技術員のうちから、教育 委員会が命ずる。
- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定するものの ほか、補職についての特例を定めることがある。

(職務代理)

第81条 所長、校長、館長(県立嬉野台生涯教育センターの館長を除く。 以下この条において同じ。) 若しくは園長に事故があるとき、又は所 長、校長若しくは館長が欠けたときは、副館長、副所長、副校長、次 長・副園長又は部長を置く場合にあつては副館長、副所長、副校長、 次長・副園長又は部長、(副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は 部長があわせて2人以上置かれている教育機関にあつては、所長、校 長、館長又は園長があらかじめ指定した副館長、副所長、副校長、次 長・副園長又は部長)が、その他の教育機関にあつては所長、校長、 館長又は園長があらかじめ指定した職員が、その職務を代理する。 附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第74条の3、第77条の3、第80条の6関係)

職名	職務
自動車運転員	上司の命を受け、乗用、作業用諸自動車の運転業務 に従事する。
操機員	上司の命を受け、起重機、揚水装置等の操作及び保 守業務に従事する。
機関員	上司の命を受け、ボイラー操作業務に従事する。
電話交換員	上司の命を受け、構内電話交換設備の操作業務に 従事する。
主任保安員又 は 保 安 員	上司の命を受け、庁舎、施設等の警備及び保全業務 に従事する。
用 務 員	上司の命を受け、庁舎等の清掃、使送等の雑作業に 従事する。
文書事務員	上司の命を受け、文書の使送、整理等の業務に従事 する。

兵庫県立人と自然の博物館

美術品等取得基金条例

(沿革) 平成11年10月8日条例第43号、14年3月27日第32号改正、15年3月17日第37号改正

(設置)

第1条 兵庫県立美術館の美術品並びに兵庫県立歴史博物館及び兵庫県立人と自然の博物館の博物館資料(以下「美術品等」という。)を円滑に取得するため、美術品等取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

- 第2条 基金の額は、5,000万円とする。
- 2 基金から生ずる収入は、基金に積み立てるものとする。
- 3 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。
- 4 前 2 項の場合において、基金の額は、積立額相当額を増加した額とする。

(運用)

- 第3条 知事は、基金をもつて美術品等を取得することができる。 (管理)
- 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な 方法により保管するものとする。

(昭和46年3月25日 条 例 第 16 号)

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和46年4月1から施行する。

附 則(平成11年10月8日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第32号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成15年3月17日条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。